

	旧（現行規約）	新（改定規約）
第1条	薬院BASE会員会則（以下「本会則」といいます）は「薬院BASE」（以下「BASE」といいます）の会員ならびに入会しようとする方に適用します。	BASE利用規約（以下「本規約」といいます） は「薬院BASE」（以下「BASE」といいます）の 利用者 に適用します。
第5条4項	反社会的勢力(暴力団、暴力関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等)及び、その関係者ではない方。	反社会的勢力(暴力団、暴力関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等)及び、その関係者、 団体 ではない方。
第6条4項	入会者は会員区分に従い、第9条に定める入会金及び年分の会費をクレジットカード経由で本ラウンジに払い込み頂きます。	入会者は会員区分に従い、第9条に定める入会金及び年分の会費を 本ラウンジの指定した方法 で本ラウンジに払い込み頂きます。 （1年ごとの先払い制）
第9条4項	一旦納入した会費は返還できません。	一旦納入した会費は、 いかなる場合 においても返還できません。
第12条1項	会員の同伴者である事。	会員の同伴者である事。 ・ 個人会員：会員1名様につき同伴者3名様まで ・ 法人会員：会員1名様につき同伴者3名様まで（会員3名様にて同伴者9名様まで）
第12条2項	本ラウンジが別途定める入館料1名様1,100円（税込）をお支払いいただくこと。	本ラウンジが別途定める入館料をお支払いいただくこと。 ・ 同伴者1名様につき最初の2時間1,100円（税込）以降1時間ごとに550円（税込） ・ 第1項の人数を超えてのご利用は別途定める入館料となります（別途詳細はHPに掲載）
第12条3項	会員を含めて最大4名迄とさせていただきます。尚、人数が一組5名様以上を超過する場合は個室のご利用となります。個室の利用料は、一部屋ご利用の場合（基本料金+3,300(税込)円/2時間）二部屋ご利用の場合（基本料金+6,600(税込)円/2時間）となります。	会員を含めて最大4名様までとさせていただきます。尚、人数が1組5名様以上を超過する場合は、個室のご利用となります。 （別途、個室ご利用料金（1部屋あたり）（基本料金+3,300(税込)円/2時間）を頂きます）
第13条	本ラウンジは、特に必要と認めた場合は、会員、ビジター以外の方の諸施設の利用を認めることが出来ます。（12条の3.に定めた入館料を徴収する場合もあります）	本ラウンジは、特に必要と認めた場合は、 前条にかかわらず、ビジターによる諸施設の利用 を認めることが出来ます。（12条の3.に定めた入館料を徴収する場合もあります）
第15条	会員(ビジターを含みます。以下本条において同様です)は諸施設において次の行為をしてはけません。	会員及びビジター は諸施設において次の行為をしてはけません。

	旧（現行規約）	新（改定規約）
第15条12項	20歳以下のお子様の同伴。	20歳未満の方の同伴。
第16条1項	会員(ビジターを含みます。以下本条において同様です)が被った諸施設の利用中の損害や怪我その他の事故(以下「事故等」といいます)について本ラウンジに故意または過失がない限り、会社は当該損害に対する一切の責任を負いません。また、会社は、会員が諸施設の外で被った事故等について、一切の責任を負いません。会員が金銭、貴金属その他貴重品の紛失、盗難の被害にあった場合、会社は一切の責任を負いません。	会員又はビジター が被った諸施設の利用中の損害や怪我その他の事故(以下「事故等」といいます)について本ラウンジの故意または 重大な過失 がない限り、会社は当該損害に対する一切の責任を負いません。また、会社は 会員又はビジター が諸施設の外で被った事故等についても一切の責任を負いません。 会員又はビジター が金銭、貴金属その他貴重品の紛失、盗難の被害にあった場合においても一切の責任を負いません。
第17条	会員が諸施設の利用中、会社または第三者に損害を与えたときは、その会員が当該損害に関する責を負い、会社に対して一切迷惑をかけるものとし、	会員又はビジター がBASEでの施設利用中に会社または第三者に損害を与えたときは、 その会員又はビジターが会社または第三者に対する 当該損害に関する責を負うものとし、
第19条	予約の変更は予約日からご契約期間中のみとし、原則予約前日の営業終了時まで行うものとし、尚キャンセルに伴い違約金が派生する場合の当日キャンセル及び人数等の変更はその内容により50%~100%の違約金を頂く場合があります。	予約の変更は予約日からご契約期間中のみとし、原則予約前日の営業終了時まで行うものとし。 尚、 キャンセル及び人数等の変更はその内容により基本料金、個室料金の50%~100%の違約金を頂く場合があります。
第20条1項	会員は、自己都合により退会する際は、本ラウンジが定める規定により退会手続きを行って頂きます。会員が退会手続きを行った後、会員は本ラウンジを退会します。退会手続きは、本ラウンジが定める書面若しくはネット書類で行って頂きます。その際は会員証を返却して頂きます。	会員が自己都合により退会する際は、 更新日の1か月前までに 本ラウンジが定める方法によって、退会手続きを行って頂きます。その退会手続きの完了をもって、正式に本ラウンジの退会となります。その際は会員証を返却して頂きます。
第20条2項	本ラウンジは、退会を承認するまで、会員に対して年会費を請求する権利を有します。退会の申告は契約更新月の1か月前までに弊社所定の方法で手続きを行うと次回（翌月、翌年度）の会費は自動引落しされません。又、その年、その月の会費は経過日数に関わらず返金いたしません。	本ラウンジでは、更新日の1か月前までに会員から退会のお申し出が特に無い場合、 会員資格は1年ごとに自動更新され年会費をお支払い頂きます。（第18条2項~8項に該当する場合は除く）
第20条3項	追加	有効期間内での中途退会であっても日割り、月割りによる支払済み会費の返金はいたしません。
第23条	会員が次の各号に該当するときは、諸施設の利用を禁止します。	会員又はビジター が次の各号に該当するときは、諸施設の利用を禁止します。
第24条	会員が次の各号に該当するときは、諸施設の利用を一部制限します。	会員又はビジター が次の各号に該当するときは、諸施設の利用を一部制限します。